

平成27年9月18日（金曜日）

議 事 日 程

平成27年9月18日 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第22号 舟橋村個人情報保護条例一部改正の件から議案第33号 平成
26年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件まで
（常任委員長報告、質疑、討論、採決）

追加日程第1 議案第34号 舟橋村教育委員会委員任命の件
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（8名）

1番	田村	馨君
2番	杉田	雅史君
3番	吉川	孝弘君
4番	森	弘秋君
5番	明和	善一郎君
6番	川崎	和夫君
7番	竹島	貴行君
8番	前原	英石君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	金	森	勝	雄	君				
副	村	長	古	越	邦	男	君			
教	育	長	高	野	壽	信	君			
総	務	課	長	松	本	良	樹	君		
生	活	環	境	課	長	吉	田	昭	博	君
会	計	管	理	者	田	中	勝	君		
代	表	監	査	委	員	吉	川	良	二	君

職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	松	本	良	樹
係			長	林			輝

午前 9時00分 開議

議長（明和善一郎君）ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成27年9月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一 般 質 問

議長（明和善一郎君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

7番 竹島貴行君。

7番（竹島貴行君） 皆さん、おはようございます。竹島貴行です。

まず質問に入る前に、このたびの台風17号と台風18号の影響により、関東や東北各地では記録的な豪雨となり、河川の堤防決壊や氾濫により市街地が浸水し、多くの方が被災されました。亡くなられた方に衷心より哀悼の意を表し、被災された方にお見舞いを申し上げます。

最近よく目につく局所豪雨は気候変動によるものと推察しますが、舟橋村においても災害はあり得ると認識し、河川や用水の堤防の現況把握と対策に取り組んでいくことが肝要かと考えます。村長もそのことは十分に認識されているものと考えます。

今回の議案の中にある稲荷の排水路改修案件のようリスクのある箇所がほかにも村内に存在すると考えます。今回の豪雨災害を教訓に積極的な対策をお願いしておきます。

また、9月6日に舟橋村で行われました防災訓練では、私が3月議会の質問で指摘させていただきました問題点も再確認でき、訓練に参加した地元住民の皆さんとも、確かな情報収集の大切さなど防災に対する意見交換ができ、貴重な機会となりました。今回の訓練の反省を生かし、今後の訓練や対策につながることを願うものであります。

さて、ここから本題の質問に入らせていただきます。

私は、今回2つの質問を通告させていただいております。

1つはマイナンバー制度におけるセキュリティ対策について、そしてもう1つは青少年育成村民会議についてであります。

それでは、マイナンバー制度におけるセキュリティ対策について質問します。

10月より、一人一人に割り当てられる12桁のマイナンバー通知が始まります。

日本年金機構がサイバー攻撃を受けて約101万人分の個人情報が流出した問題で、年金情報流出問題の影響を受け、最近ではサイバー攻撃が巧妙化され被害が増えているという報道もされ、多くの人たちがマイナンバー制度に対し不安を持っていることが最近のアンケート調査で明らかになっております。

我が村議会では、村のマイナンバー制度への取り組みに対し承認していますが、私は昨年6月議会でマイナンバー制度への取り組みに対し、プライバシーの侵害や人権侵害につながらないように、情報漏えい対策を絶対的なものとするよう求め、対応について一般質問でたどしました。

今般の社会情勢の流れに沿って、舟橋村では、今議会の補正予算で現行の情報セキュリティポリシーをより高い情報セキュリティ水準に発展させるため、総合的、体系的かつ具体的な内容を改定するとし、支援業務委託費を計上しています。しかし、村が現行規定をどのように改定しようと考え業務を委託しようとしているのか不明であります。業務を委託するには、当局自体が規定をどう考えているのかというベースに基づき、業者が委託業務を遂行するものと考えます。その基本的なものがないとなると丸投げとなってしまいます。

私は、この質問で村が具体的に改訂点をどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

現在、当局が今の議会で承認を求めている、一般会計補正予算に計上している庁内ネットワーク環境設定変更工事が専決的に工事を先行実施しなければ間に合わないという話も聞いております。制度実施が間近に迫っていることを考えれば理解する次第であります。

この業務は、職員が取り扱う基幹業務システムと外部インターネット接続システムを分離し、情報漏えいに対する物理的な対策ですが、物理的な情報漏えいのほかにヒューマンエラーなどの情報漏えいも考えられます。

総務常任委員会においてもこの件に対する質疑が行われ、セキュリティ対策に対するプロジェクトチームの設置を考えているかという問いに対し、考えていないという答弁でした。制度の施行が間近に迫ってきている中で、今後、情報漏えい対策に真摯に取り組んでいただき、仮に事件が起こった後のことも想定し、ソフト、ハード両面での対策や責任のとり方も含め検討していただきたいと思います。

また、住民の不安を払拭するためにも、村がシステム構築におけるセキュリティ対策をどのように取り組んでいるのか住民にも説明をしていくことが必要と考えます。

6月議会ではこの政策に対する反対討論がなされ、制度に対する考え方も村内にはいろいろあると実感した次第ですが、この制度の取り組みに対するエラーは発生させないという決意もあわせ答弁を求めます。

次に、青少年育成村民会議について質問します。

青少年健全育成のための実践活動を進め、青少年の健全な育成と非行防止を図ることを目的とした青少年育成村民会議が、現在、住民の理解が得られず形骸化している状態です。

なぜ理解を得られないのかと言えば、住民の立場から見て、村は青少年健全育成という必要不可欠な題目を唱えながら、住民にとって貴重な時間をかけるほどの価値観を実際の活動からは感じるができないというのが要因かと考えます。

現在、各地区から地区役員を選出して青少年育成舟橋村民会議に参画していますが、各自治会では役員のなり手不足から人材確保に苦難している現実があります。

ですから、自治会によっては自治会長がこの地区役員を仕方なく兼務しているという話も聞いており、自治会長にかかる負担がより大きなものになっているという嘆きも聞こえてきます。

また、自治会長も1年交代の順番制をとっている自治会も多く、順番制であるがゆえに現役世代の自治会長も多いという現実があります。実直な自治会長は、多忙な中で何とか責任を果たそうと頑張っているらしいですが、時間の融通がききにくいという悩みを抱えている人たちも多いというのが事実です。

その中で、今回、青少年育成村民会議の規約改正の話が持ち上がっており、それは青少年育成村民会議の主体的役員を地区役員が担うというものだそうです。地区住民の考えは、青少年育成に対しては、地域の支援者、応援団であるという立場で協力することには理解できますが、主体的責任者になることは考えられないという思いを持っていらっしゃると思います。

また、自治会長や地区役員は大概1年交代のところも多く、現実的な問題として、1年では何もできないという意見や、そのような現実では青少年育成活動の活性化にはつながらないという意見も聞かれます。

青少年育成村民会議の平成26年度活動の実績を見ると、会長の負担が大きいという

ことと、地区役員が貴重な時間を費やして活動に参加しても青少年育成活動の成果には結びついていないということを感じています。住民の立場からすれば、多忙な時代でのパフォーマンスへのつき合いは極力回避させてもらいたいというのが本音ではないでしょうか。

さきにも言いましたが、青少年育成問題は舟橋村に必要な不可欠なものです。青少年育成村民会議が舟橋村にとって本当に必要なものであるなら、主導的立場にいらっしゃる教育長が先導して青少年育成村民会議のあり方を見直し、住民が納得できるような青少年育成活動に再構築していただきたいと考えます。そして、住民への十分な説明のもと、理解と協力が得られるよう働きかけていただきたいと考えます。

このような例はほかの活動にも多く見られますが、これからの地方創生という独自の主体性が求められる時代になってきていることを考えますと、住民が参画し協働でとり行う活動は、無駄なものを排除し、目的に沿った成果が出せるようなものにしていかなければ理解や協力は得られないだろうと考えます。

教育長の所見をお聞きいたします。

以上であります。

議長（明和善一郎君） 教育長 高野壽信君。

教育長（高野壽信君） 皆様、おはようございます。

竹島議員さんのご質問にお答えします。

青少年育成舟橋村民会議の上部組織として、昭和47年に組織された青少年育成富山県民会議があります。少年の主張富山県大会、とやま県民家庭の日、作文コンクール、青少年健全育成キャラバン隊巡回活動など、たくさんの活動を行っています。舟橋村からも、富山県青少年健全育成県民運動推進指導員2名を選出しています。

青少年育成舟橋村民会議は、2年後の昭和49年に組織され、県民会議と呼応して、青少年健全育成のための実践活動を進め、健全な育成と非行の防止を図ることを目的とし、地域の青少年育成に関する各種団体や指導者などが連携を図りながら、市町村における青少年育成運動を推進する重要な役割を果たしております。

近年、青少年をめぐる問題は複雑化しており、単一の機関や団体だけでは解決できない問題も少なくありません。そのため、村民会議では、母子保健推進員や舟橋村児童クラブ会長をはじめ、保育所所長、小中学校各校長、保育所父母の会会長、小中学校育成会各会長、舟橋村駐在所所長、中新川郡更生保護女性会副会長、各自治会の地区委員、

これに会長、副会長、事務局を含め27名で構成され、さまざまな活動を行っています。

村民会議の昨年度の主な活動として、村内パトロール、教養講座「戦争体験者語り部事業」 小学校のほうです。11月は青少年育成強化月間として、舟橋村文化祭でPR事業とバンドリーユニカール大会後援などを、また教養講座として生活に生かせるメンタルトレーニング講座などを開催しました。

過去には、富山ダルク薬物依存リハビリセンターより薬物依存の怖さについて、また上市警察署からは携帯やスマホが子どもに与える悪影響についての講演会なども実施しております。そして、これらの講演、研修で得たものを、村民会議の役員が機会に応じて各機関、団体に伝達を行っています。

竹島議員さんの質問にありました住民の賛同が得られず形骸化している状態であるのご指摘ですが、これまでの活動の成果、現在の活動状況からしましても一概には言えないと思います。

なお、この村民会議を教育長の主導で進めたらどうかというご意見をいただきました。この村民会議には会長、事務局が設けられており、教育長は顧問の立場で参加しておりますが、教育委員会といたしましても、この活動を積極的に推進していきたいと思っております。

さて、村民会議は今、役員の改選が思うようにはいかず、長年同じ役員が継続して行っているという課題を抱えております。現在、事務局では、このことについて各自治会、各種団体に解決策を議論していただいているところであります。今月下旬には意見が集約されると聞いております。

子どもは地域の宝、これからも今まで以上に地域全体で子どもたちの健全な成長のためにお力添えをいただきますことをお願いし、答弁とさせていただきます。

議長（明和善一郎君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 7番竹島議員さんのご質問にお答えいたします。

ご質問のとおり、来月5日より社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度がスタートいたします。

ご承知のとおり、この制度は、社会保障、税、災害対策の3分野におきまして、国や自治体などが保有する個人の情報を個人を識別する番号と連結させることで、添付書類の省略による国民の利便性向上などを図るとともに、行政側では、情報の照合作業などの削減による行政事務の効率化が図られること。また、所得情報などが正確に把握でき

ることから、脱税防止や各種社会保障給付の適正受給による公平・公正な社会の実現が図られるものと期待されております。

本村では、これらの趣旨を踏まえて、議員各位のご理解のもとに、制度への円滑な導入に向けた対応を進めてまいりました。主なものとしたしましては、現在稼働中の住民記録や税務、福祉などの業務システムについて、国庫補助金を活用し改修作業を進めてきたほか、制度に対する職員の理解を深めるため、研修もあわせて開催してきたところであります。

一方で、竹島議員ご指摘のとおり、日本年金機構へのサイバー攻撃による大量の個人情報漏えい問題を境としまして、マイナンバー制度に対する国民の関心も高まっている中、このほど内閣府が今年7月に実施いたしました世論調査では、85.7%の方が「サイバー攻撃により企業や政府機関などで使用しているパソコンがウイルスに感染し、内部の情報が流出することに不安を感じている」と回答されております。

このような世論の中、去る8月7日に、庁内のネットワークからインターネット環境を切り離し、外部への情報漏えいを防止するよう総務省から通知が発出されたところであります。

本村といたしましても、現在使用している庁内ネットワークとインターネット環境を物理的に分離し、新たにインターネット環境専用の端末を導入するなど、この通知に基づいた適切な対応を実施してまいりたいと考えております。

しかしながら、システム面でのセキュリティ体制がいかに完璧であったといたしましても、日常的に業務を行う職員の意識が不十分であっては本村の情報セキュリティ体制が十分であるとは言えません。

このような観点からも、セキュリティポリシーの改善では、マイナンバー制度の運用における統括責任者や事務取り扱い責任者、取り扱い担当者等をはじめとする庁内の組織体制を明確にし、マイナンバーを取り扱う際の的確な実施手順を本村の実情に合わせて定めてまいる所存であります。

今後とも、各種研修などを通して職員の人的セキュリティ意識の向上を図るとともに、システム面においても引き続き安全性を確保しながら、より高いセキュリティ水準に発展させてまいる所存であります。

さて、国民一人一人に12桁の個人番号をお知らせする通知カードが、来月から順次各家庭に届けられます。この12桁の個人番号は、一部の例外を除き変更されることが

なく、生涯にわたって利用するため、忘失や漏えいすることがないように一人一人が意識し、マイナンバー制度を公平で公正な社会をつくる社会基盤として制度を発展させることが大切であると認識しております。

本村といたしましても、広報紙等を通しまして、住民の皆様には制度への理解を深めていただけるよう周知に努めると同時に、個人個人が安全性に対して意識を高めていただけるよう啓発を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、このマイナンバー制度は、将来的には民間の利用をはじめとするさまざまな形で利用範囲が拡大されまして、我が国の主要なインフラの一つとして制度が発展するよう期待されているところであります。

冒頭に申し上げましたように、当面は社会保障、税、災害対策の3分野での利用に限定してスタートするわけではありますが、官民が一体となって制度の安全性、将来性の双方についてしっかりと議論し、我々国民の生活がより便利で豊かになるよう、制度の拡充に向けた取り組みがさらに活発化されるよう期待するところであります。

本村といたしましても、マイナンバー制度がプライバシーの侵害や人権侵害などにつながることはないよう、情報漏えい等に対するセキュリティ対策を万全なものとする所存であることを申し述べまして答弁とさせていただきます。

議長（明和善一郎君） 竹島貴行君。

7番（竹島貴行君） ただいま答弁いただきましたことに感謝申し上げます。

そこで、私は、教育長に対してもう1つ聞いてみたいと思います。

教育長は先ほど、この青少年育成村民会議の活動が活発に行われてたくさん活動されているというご紹介と、舟橋村にとって重要な役割を果たしているというご紹介がありました。これは認識の違いかなというふうなことを感じたところでありまして、今、地区から出てくる役員の皆さんは、活動していても、ただ単に時間を割いて参加しているだけと。講習にも参加しているだけ。それと、先ほど申しました1年交代でやっていくということにおいて、引き継ぎ等もうまくできないという悩みも一応あることは事実です。

その中で、先ほどおっしゃいました、活発な活動並びに重要な役割を果たしているというご認識ですが、どのような役割、成果が上がっているのかという実質、果実的な面を知りたいというか、住民の皆さんもそういうふうに思っていらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。

それと、この青少年育成という問題に対して、誰が主導していくのか、その点をどう
いうふうにお考えであるのか教育長の見解をお聞きしたいと思います。よろしく願
います。

議長（明和善一郎君） 教育長 高野壽信君。

教育長（高野壽信君） 続けて、質問がありましたのでお答えします。

私の聞き間違いだと困るのですが、まず最初に住民の皆さんのお考えということ
ですが、私としては青少年健全育成というのは、先ほど議員さんの言葉にもありま
したように必要不可欠ということであり、地域の方々の賛同を得てやっ
ていただいているものと思っております。

2点目について、主導的な立場というのは、先ほども申しましたが、この会には会
長がおります。会長が主導をとってやっ
ており、教育委員会はその後援という形になっ
ているものと思っております。

あと、果実的なものという質問がございましたが、先ほど例にとった2つの点で、上
市警察署の講演については、どこの地域よりも早く、携帯、スマホの扱い方、危険性、
親子の約束といったものを聞かせていただいて、校長先生方ともいい時期でしたよね
ということをお話ししておりました。

もう1点、ダルクの話を行いました。ダルクについては、さすがに皆さん、とても
強烈で、あその後しばらくダルクのことについて話がありました。中身については、私の
聞いたところでは、あのようなすごい話を聞いてびっくりしましたねとか、どちらか
と
いうと、そんなことが富山県でもあるんだというような話が大変多くありましたが、そ
れでも話題となることによって薬物についての怖さ等を住民の方々が知られたのでは
ないかと思っております。

簡単ですけども、以上で答弁とさせていただきます。

議長（明和善一郎君） 竹島貴行君。

7番（竹島貴行君） どうも答弁ありがとうございました。

今教育長のほうから、村民育成会議につきまして主導するのは会長であるというふう
なお話がありました。今なぜこういう議論をするかということ、住民の皆さんにとつても
これは非常に関心事が高いからであります。

じゃ、昨年の村民育成会議における行事に会長さんがどれだけ出席されたか。やはり、
出席したいんだけども時間の融通がきかないということで欠席ということも多々あ

ったようです。事務局がかわりにその業務を一応こなしているというか、形だけをとっている。そこらへんなんですけども、会長を受けても非常に無理がある、できないというのが会長さんの本音じゃないかなというふうに私は考えます。

今会長さんは、小学校育成会のOBが担っておられたというふうに思うんですが、じゃ、主導しているという、その主導責任というのは会長に押しつけるのかと。これはちょっと無理があるだろうなというふうに私は思います。

先ほど申し上げましたように、青少年育成というのは舟橋村にとって重要不可欠な問題でありますので、これをやはり再度見直して、名前だけではなくて、本当に青少年育成につながるような活動にしていきたいという住民の皆さんの思いもあるということをお申し上げます。

教育長とそういう点が、教育長はしっかりとやられておるという認識かもしれませんが、現実はできていないんですよということを私としては申し上げたい。

その点について何か答弁があればお聞きしたいと思います、以上であります。よろしくをお願いします。

議長（明和善一郎君） 教育長 高野壽信君。

教育長（高野壽信君） 改めて答弁をいうことでありましたので、答弁をさせていただきます。

今後、地域の皆様にも理解いただけるような、そしてご協力をいただけるような青少年育成村民会議を、また事務局、会長ともども進めて頑張っていきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

議長（明和善一郎君） 2番 杉田雅史君。

2番（杉田雅史君） 皆さん、おはようございます。杉田です。

私からは、今回、当村における健康づくり、また公園の有効活用という面から、テニスコートの利用についてお尋ねしたいと思います。

当村においては、第4次舟橋村総合計画の中の基本目標において、生涯学習・生涯スポーツへの取り組みとして、「学校体育施設の活用やテニスコートの管理など、利用しやすいスポーツ環境の整備に努める」とうたっています。

また、ふなはしむら健康構想の中では、運動を全くしない人のうち「運動する場所がない」と答えられた方が4.5%いらっしやっており、バランスのよい食事、適度な運動をする、十分な睡眠をとるといった健康的な生活習慣の一翼を担う運動環境が十分では

ない状況にあると思います。

当村のテニスコートの利用状況については、平日はおおむね中学校の部活動に利用されており、土曜、日曜日につきましては、一般の方々の利用でほぼ満員の状況にあります。そして、その内訳を見ますと、利用者のうち村外の方が村内の方よりも多く利用している状況であると聞きました。

このような状況の中、村民の方々が地元にあるテニスコートをある程度自分の望む時間帯に利用できる状況をつくるのが、さきの総合計画や健康構想にマッチした考えと思ひ、例えば村民と村外の方々との利用料金に差を設ける等、条例の中では制定することが難しいとするならば、現在、前月の1日より翌月の予約を受け付ける体制となっているところではございますが、村民の方々からの予約は、予約の開始前、1カ月でも1週間でも先に予約を受け付けられる体制とすることにより村民の方々の利用拡大に結びつくものと考えますが、当局のお考えをお伺いしたいと思います。

また、結果として、一般の方々の利用は土日に限られるということを考えれば、平日の夜間も含めて利用できれば、その利用者数も大幅に増加し、健康構想でも出ており、その場が健康づくりの拠点となり、また健康的なコミュニティ活動の推進に結びつくものと考えます。

そのようなことを考えれば、高額な初期設置費用に設置後の維持費、電気料の負担、周辺への環境に対する影響等、各種問題もあるかとは思いますが、村民が望むスポーツ施設としてテニスコートへのナイター設備の設置を検討する時期が来たのではないかと思います。いかがでしょうか。

さらに、このテニスコートの利用拡大につきましては、地域住民の交流の拡大が図れる施設という考えもございまして、現在協議がなされている舟橋村創生プロジェクト総合推進会議においても、コミュニティ空間等整備活用部会において、公園の有効活用としての施設整備だけではなく、生きがいの創出にもつなげる公園整備を検討され、また公園を含めたまちづくりとして協議がなされていることとは思いますが、現在までの検討状況についてお聞きするとともに、今後どのように進めていかれるのかについてお伺いしたいと思います。

以上、私からの質問とさせていただきますが、村民からの切実な声とお考えいただき、村当局としてぜひとも真摯なご検討をされることをお願いしたいと思います。

議長（明和善一郎君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 2 番杉田議員さんのご質問にお答えいたします。

初めに、テニスコートの利用拡大についてであります。

議員さんのご指摘のとおり、村営テニスコートは平成 5 年度から開設しておりまして、当初は村民の使用料は無料でありましたけれども、平成 1 0 年度から受益者負担の原則の考え方を導入いたしまして有料にいたしております。

使用料の概念は、公共施設などの利用者にその利用の対価として負担していただいているものであります。利用者から見れば、当然、安価であるほど喜ばしいものでありますけれども、その場合、公共施設の維持管理や運営に要する経費の不足分は税金で賄うことになりまして、住民全体で負担するということになります。

施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考えたときに、利用者に応分の負担をしていただくことが必要であると考えております。

現在の使用状態を見ますと、全体の約 6 割が中学校の部活やバンドリーのテニス教室が使用いたしまして、使用料は無料となっております。

また、有料者の約 6 割が村外の方でありまして、村内利用者を上回っております。

現在のところ、村内のテニス人口を把握しておりませんので、どれほどの需要があるのか不透明でありますけれども、現時点では、ナイター照明のような大規模な施設整備の考えは持っておりません。しかし、今後、村民のニーズが高まるならば、土曜や日曜日の定まった時間帯で村民が優先的に使用できることも検討してまいりたいと思っております。

次に、コミュニティ空間の整備についてお答えをいたします。

コミュニティ空間の整備につきましては、産官学金連携による創生プロジェクト総合推進会議で検討を進めているところであります。

コミュニティ空間活用整備事業では、公園の整備と言うとハードのイメージが強いかと思いますが、公園の本来の目的でありますコミュニティの醸成が達成できるようなソフト面を形成することを主目的にしております。これまで全体会議を 2 回開催し、また個別の打ち合わせも複数回行っております。

今年度中に住民ニーズの収集や公園の利用に関する社会実験などを実施しながら、公園の効果的な活用方法を取りまとめると同時に、プロジェクト全体のマスタープランも策定することにしております。

いずれにいたしましても、プロジェクト事業につきましては議員の皆さんと十分協議

してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

議長（明和善一郎君） 3番 吉川孝弘君。

3番（吉川孝弘君） おはようございます。3番議員の吉川です。

質問に入る前に、4月の村議会におきましてご支持をいただき、この席に立っていることに感謝申し上げます。今後ともご指導、ご鞭撻、よろしくお願い致します。

では、通告に従いまして2点質問させていただきます。

まず初めに、蓮の花畑の継続・景観保全ということで、北陸新幹線が3月14日に開通し、県外から富山に来る方が増加しております。

富山駅から富山地方鉄道の舟橋駅で下車すると、すぐ左にはばんどり騒動で有名な無量寺があります。富山県指定有形文化財である阿弥陀如来像が安置されている無量寺と蓮の花とのベストマッチングな環境から、写真を撮っている人や蓮を眺めている人をよく見かけます。訪れた人は、「舟橋村にこんなにすてきな場所があったのですね」とよく言われます。この言葉は村外から見た素直な言葉ではないでしょうか。

無量寺の前の蓮畑は個人で作付されていますが、念入りな手入れが大切で、維持していくのが年々大変になってきていると聞いております。もし民間の方が蓮の花をつくるのをやめれば、舟橋村のすばらしい景観が1つ消えることになります。

保育所の子どもたちはジャガイモや枝豆を植える体験があり、小学生は稲の田植えや収穫の体験がありますが、中学生の自然に触れる体験が少ないと感じております。ぜひ蓮の花を維持していくために、中学生の環境学習を通しての実践的学習や、村民の力で舟橋村の顔である駅周辺を魅力的なものにできないかと思っております。

そして、無量寺には県指定文化財の阿弥陀如来立像を安置する本堂があり、境内は自由に見学できることから、村内外から多くの方が訪れます。

蓮の花が咲く7月中旬からの時期に、コミュニティーの一環としてイベント等を実施することはできないでしょうか。

私の考えでは、参道をろうそくの火でライトアップしたり無量寺をライトアップ、境内では趣味の音楽やライブダンス、縁日、盆踊りなどがイメージされます。

舟橋村は新旧住民の相互理解がまだまだ足りないように感じております。このイベントを通して新旧住民の交流の促進を図っていくことができるのではないかと考えてお

ります。

また、この時期は帰省時期とも重なります。ふるさとに帰省された人が懐かしく、ふるさとを感じてもらえることで、Uターンや移住を考えてもらえるきっかけになるのではないのでしょうか。

さらに、テクノホールや中小企業センターに行きますと、蓮人形や蓮の実でつくられた数珠などが舟橋村の特産品として展示されていますが、村内ではあまり目にすることはありません。

今後は、村内においてもイベントで蓮を使った特産品の創作を行うなどし、このことが新旧住民の交流やものづくりの楽しさを感じることに繋がっていけば、地域の基盤強化や魅力向上、住んでいてよかったと感じる舟橋村になれるのではないかと思います。が、当局の意見を聞きたいと思います。

次に2点目ですが、舟橋中学校の防犯監視カメラの設置のことです。

舟橋村では、安心・安全な村づくりを目指し、20台近くの防犯カメラの設置を行ってきました。この数はほかの地域と比べると多く、住民の皆さんは安心感を持たれているのではないのでしょうか。

最近では、各家庭でも室内から外を確認できたり、録画機能がついた機器が普及し、各家庭でも防犯などに気をつけるようになってきました。

ところが、小学校には6基の防犯カメラの設置があるのに、中学校には設置されていないのです。

文部科学省の「学校施設の防犯対策について」の項目、「第2章 学校施設の防犯対策に係る計画・設計上の留意点」の4項には、「防犯監視システムの導入」とあります。その には、「防犯監視システムには出入管理と侵入監視の2つの機能がある。システムを設置する際は、外部からの来訪者の確認、見通しが困難な場所や死角となる場所の状況把握、犯罪企図者の侵入防止や犯意の抑制、児童生徒等の安心感の醸成等、学校や地域の状況を踏まえ、その設置目的を明確化した上で適合するシステムを導入することが大切である」としております。

このことから、正面玄関には自動ロック機能がついた鍵とセキュリティ機能がついた防犯監視カメラの設置が望ましいと思われます。

防犯設備をつけることにより安心感が生まれ、未来ある子どもたちを見守ってこそ安心・安全な舟橋村と言えるのではないのでしょうか。

この2点に対してよろしく申し上げます。

議長（明和善一郎君） 教育長 高野壽信君。

教育長（高野壽信君） 吉川議員さんのご質問にお答えします。

まず、学校の危機管理の考え方について述べさせていただきます。

子どもたちにとって学校は、安心して学ぶことができる場所であることは大前提であります。事件、事故や災害は、いつ、どこで、誰に起こるか予測することが困難な場合がほとんどですが、適切な対策をとることによって、危機的状況の発生を防止したり発生時の被害を低減したりすることが可能になります。

不審者侵入や火災、地震、感染症、食中毒などに対する適切かつ確実な危機管理体制を確立しておくことは、学校において緊急かつ重要な課題であります。

学校では教育課程に基づき、発達段階に応じて計画的、意図的に安全教育が実施されています。特に小学校では、少なくとも2カ月に1回の割合で避難訓練を実施しておりますし、小中学校とも危機管理体制の確立を図り、危険発生時における具体的な対応及び留意点などをまとめた学校危機管理マニュアルを作成し、とっさの事件、事故や災害発生時に迅速に対応できるようにしております。

平成13年の大阪府池田市で発生した小学生無差別殺傷事件という痛ましい事件をきっかけに、登下校時の防犯ブザーの携行、登下校の見守り隊、さすまたなどの防御器具、来校者の名札着用、学校の施錠、敷地に柵の設置、防犯カメラの設置、ガードマンの配置など、全国の学校で地域の状況や学校の実態に応じて安全に対する強化策が練られています。

小学校では、平成21年の耐震対策、増改築の折に防犯カメラを設置し、玄関の施錠が自動でできるようになっています。

また、駅前輪場とその周辺、図書館内のラウンジ、公園などに防犯カメラを設置し、自転車の盗難が減るなど、その効果もあらわれていると聞いています。

一方、防犯カメラの設置が広がる中、吉川議員さんのご指摘のとおり、中学校には未設置になっておりますが、次年度をめどに検討中であります。

導入に関しましては、設置場所、監視運用体制などを総合的に勘案し進めていきたいと考えております。

なお、防犯カメラを設置したからといって、これで安心ということはありません。教職員の危機管理意識や学校設置者の瑕疵がないように細心の注意を払っていくことが

大切だと考えております。

以上をもちまして答弁とさせていただきます。

議長（明和善一郎君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 3番吉川議員さんの蓮の花畑の継続・景観保全についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、舟橋駅北側周辺には、県の重要文化財の阿弥陀如来の立像が安置されている無量寺や呉東地区唯一の前方後方墳の天神堂古墳、また蓮の花畑、さらには駅舎と併設の図書館があります。

本村が平成25年度に策定いたしました環境総合整備計画では、舟橋駅北側を歴史・文化ゾーンと位置づけまして、当該施策を進めているところであります。

現在、昨年度用地取得いたしました天神堂古墳の隣接地では駅前公園整備計画を進めておりまして、今後、周辺環境を十分配慮した公園づくりについて検討してまいります。

竹内地区では近年、宅地開発が進みまして、小さな子どもさんを持つ子育て世代の方が多く住んでおいでになります。また、当該地区では、地域の方が中心となりまして、新住民同士の交流はもちろんのこと、新旧の住民の交流が比較的進んでいると理解しておりまして、今回の公園事業を実施するには最も適切な地区でないかとも考えておるものであります。

公園の本来の目的は、住民交流の拠点となってコミュニティーの醸成を図ることでありますので、どのような公園をつくり上げるかを地元の皆さんと十分協議しながら実施してまいりたいと考えております。

なお、1回目の説明会を明日の19日に予定しております。

また、議員からの中学生の自然体験学習のご提案につきましては、今後、教育委員会との協議が必要であると考えております。

また、議員ご指摘の住民同士の交流による舟橋村の魅力向上や、住んでよかった村づくりへの考えは本村が目指すまちづくりの基本でもあり、その実現に向けて鋭意努めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（明和善一郎君） ここで、暫時休憩いたします。

休憩は10時5分までといたします。

午前 9時57分 休憩

午前10時05分 再開

議長（明和善一郎君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 川崎和夫君。

6番（川崎和夫君） おはようございます。

質問の前に、今回の記録的豪雨により被災された皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、通告してあります移動手段としての高齢者の外出支援について質問します。

村内の65歳以上の高齢者数と高齢化率の推移を平成24年から見てみると、平成24年12月では512人、16.77%、平成25年12月では534人、17.38%、平成26年12月では550人で高齢化率は17.93%であります。わずかではあります、徐々に増えております。

高齢化率については、近隣の自治体に比べると10%以上も低い状態にありますが、舟橋村の人口ピラミッドでは年齢分布のいびつな形は変わらないわけで、今後ますます高齢化が加速されていくものと思います。

高齢者の外出支援として、社会福祉協議会では昨年4月から福祉巡回車での支援サービスを行っております。その利用状況を月平均で見ますと、昨年度は月4人でしたが、ことし8月までの実績で見ると8.6人となっており、昨年実績を上回って利用者数が増えています。

行き先別では村内のいろんな場所に利用されておりますが、舟橋駅に集中しているように見受けられます。

舟橋駅までの利用については、昨年度の28人の58%からことし8月の5カ月間では昨年1年の実績を上回る31人の72%に増えております。1人当たり月2回の利用限度で制限がありますが、確実に広がっているのではないかと思います。

狭い舟橋村であっても、村の端から中心部に移動するのに20分から30分程度で到達が可能なわけですが、実際にこれだけの方が移動手段として利用されておられるわけです。

村内の外出支援でこれだけの実績があるわけですが、潜在的には支援の要望はもっとあるのではないかと思います。

また、村外への通院や買い物時の外出支援については、要望があったとしても白タク行為となるため実施できない状況です。

舟橋村では免許自主返納制度で、免許証の返納者には生活支援事業として、5年間の有限ですが、月4,000円の補助を行っており、今まで以上に外出支援についての要望や要請が増えてくることが予想されます。

交通弱者として高齢者の生活の足を確保するため、3点について質問したいと思います。

1つ、通院や買い物時の移動に困っている高齢者を、一定の条件を設け、自治体とタクシー会社で協力して安い料金で運営を行うデマンド型タクシーについてであります。

県内でも幾つかの自治体でシステムとして導入されております。導入については、利用の需要がどの程度あるのか、また、採算面等の課題はありますが、検討する価値はあるのではないかと思います。

2番目に、買い物については民間の業者が巡回のバスを走らせており、社会福祉協議会のほうでも有料での買い物支援を行っております。

お年寄りの困っている問題は通院であります。公共機関の電車やバスを乗り継いでいくと体力的にも厳しく、経済的にもまた同じく厳しい状況になります。結果として一日仕事となってしまう、また、タクシーを利用すると経済的にも大きな負担となってきます。

近親者が身近にいないくて通院等に支障がある場合は、交通費を一定の条件で補助できないかお聞きします。

3点目については、村営の小型バス導入について計画があるのかどうかお聞きします。

以上3点についてよろしくお願ひします。

議長（明和善一郎君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 6番川崎議員さんの高齢者の外出支援についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、本村の高齢化率は今年の9月現在で18.4%でありまして、他の自治体に比べ非常に低い状態にありますけれども、今後着実に高齢化が進むことが予測されております。

また、本村には、日常の買い物ができる商業施設がないこと、また専門の医療機関がないことから、村外へのニーズが高くなっていることは事実であります。

このため本村では、高齢者の村外への交通手段の支援施策といたしまして、平成22年7月から、65歳以上の方が運転免許証を自主返納した場合に月額4,000円を5年間支給する高齢者運転免許自主返納者生活支援事業を実施しております。

この制度の利用者は、今まで延べ人数で29人、現在は25人の方が利用されております。今後、増加するものと推察しております。

また、平成24年度実施いたしました60歳以上の方を対象にした舟橋村買い物環境等に関する調査では、本村には徒歩圏内に皆様が求める商業施設がないことや、公共交通機関も私鉄富山地方鉄道を利用するしかない現状から、買い物への移動手段には車が必要不可欠であり、将来的に車の運転ができなくなった場合の不安があると回答された方や、買い物以外でも、雪かき、大型ごみの処分、家屋の修理、庭の手入れなど、生活環境全体に対する支援を求める要請が多くありまして、平成26年4月から、その支援母体となっております舟橋村社会福祉協議会では、ホームヘルパーによる生活上の困り事を支援するファミリーサービスを拡充いたしまして、日常的な買い物代行を行う生活支援サービスや運転ボランティアによる外出支援サービスを実施しております。

しかし、外出支援サービスの利用範囲は道路運送法の諸規定で村内に限定されておりますので、日常の買い物や医療機関などへの村外ニーズが高い本村では、100%満足できるサービスを実施しているとは言えないと思っております。

ただいま議員から、デマンド型タクシー、交通費の支援や小型バス導入についてのご提案もいただきましたが、本村は行政区域内に多くの商業施設を有する自治体と異なり、高齢者の村外ニーズが高いことに加えニーズも多様化していることもありますので、デマンド型タクシー等の導入に当たりましては十分な調査研究が必要であると考えております。

しかし、高齢者の外出支援事業は本村にとりましても重要なサービス施策であると考えておりますので、今後、社会福祉協議会と連携を図りながら、効率性並びに利便性の高いサービスの提供につきまして検討を進めてまいりますので、議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（明和善一郎君） 1番 田村 馨君。

1番（田村 馨君） それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に

従いまして一般質問をさせていただきます。

私からの質問は2項目でございます。

まず1つ目の質問は、さきの川崎議員さんの質問に続きまして、村内の公共交通、デマンド交通システム導入の可能性について質問させていただきます。

現状、舟橋村では、富山地方鉄道の電車が走っている以外に公共交通機関はなく、車の運転をしない高齢者世帯の方や自動車を運転できない方が、日々の買い物や、特に病院への通院などに不便を来しております。また、そのために移動手段の確保が求められています。

そのため、舟橋村社会福祉協議会において外出支援サービスが実施されていますが、対応範囲が村内限定となっております。

そこで、住民の方に実際に私がお話を伺ったところ、特に要望されたのが村外の病院への通院に関してでありました。お話の内容は、「病院に行くのに片道四、五千円のタクシー代はとても払い切れない」、また「仕事を持っている子ども夫婦の協力にも限界がある」、そういった話を伺いました。

また、社会福祉協議会のほうにも、自宅から目的地に直接移動できる、いわゆるドア・ツー・ドアの環境整備が強い要望として出されていると聞きます。

このデマンド交通システムは、地域のタクシー会社や自治体の車などを乗り合いで利用し、予約、配車、運行の3つを一元化に管理することによって、低コスト、低料金を実現する新交通システムです。既に全国で導入実績があり、富山県内でも射水市で、そして本年7月27日より入善町でも実施されております。

また、デマンド交通システムは、固定ルートを走る路線バスやコミュニティバスとは異なり、自宅などのあらかじめ登録していただいた地点から目的地までをタクシー感覚で利用することが可能な新たな公共交通サービスであります。

買い物代行や荷物宅配などの多目的サービスの実現、デマンド交通システムはドア・ツー・ドアサービスが基本でありますので、買い物代行や荷物宅配などの多目的サービスへの展開が可能になり、高齢者の生きがい創出やまちの活性化などの効果も期待でき、今後の住みやすいまちづくりにも必要ではないかと思われまます。

そこで、当村でのデマンド交通の導入に向けての可能性についてお聞かせいただきたいと思います。

続いて、2つ目の質問は、公園への健康遊具の設置についてであります。

高齢者の健康増進を目的として、身近な公園に健康遊具を設置する自治体が増えてきていると聞きます。隣の富山市でも、県総合運動公園や岩瀬スポーツ公園などに設置されておりまして。

健康遊具は公園に設置する遊具の一種で、高齢者はもとより、年齢を問わず誰もが自分の体力に合わせてストレッチや筋力アップなどを気軽に行えます。特に激しい運動ができない高齢者の健康維持や健康増進への効果が期待されるとし、全国的にも注目され始めています。

誰もが自分の時間や体力などに合わせて気軽に運動のできる健康遊具が身近にある公園づくりは、今後の高齢化社会に向けて大事なことと思います。

現在、舟橋村創生プロジェクト総合推進会議においても、この公園の活用についての議論もされておりますが、オレンジ・パークなど既存の公園に対してもこういった遊具の設置を進める考えはあるかお尋ねいたします。

議長（明和善一郎君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 1番田村議員さんのご質問にお答えいたします。

初めに、村内の公共交通についてであります。

先ほどの川崎議員の質問にも答弁いたしましたが、本村では今後着実に高齢化率が高くなっていくことや、行政区域内に多くの商業施設等を有する自治体とは異なり、日常の買い物や医療機関などへの村外ニーズが高い地域であると理解をしております。

また、現在本村が実施しております高齢者運転免許自主返納者生活支援事業や、舟橋村社会福祉協議会が実施しております生活支援サービスや外出支援サービス施策だけで100%満足できるサービス提供をしているとは言えないとも思っております。

議員ご指摘のデマンド型タクシーの導入についてでありますけれども、本村から車で20分圏内には、皆様が希望する病院や買い物施設が多数立地しております。このことから十分なニーズ調査が必要であると考えておまして、社会福祉協議会と連携を図りながら、高齢者の方にとりまして最も利便性の高いサービスを検討してまいりたいと思っております。

次に、健康遊具の設置の件についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、健康遊具の設置は、県内はもとより全国的にも広まっております。身近な公園に健康遊具があり気軽に運動ができることは大変魅力的であると思っております。

しかし、健康遊具を設置するだけで住民の健康度が高まるわけではなく、住民の活用方法を含め、健康交流が促進されるような仕掛けづくりが重要であると考えております。

全国的な健康遊具の設置の増加の一因といたしましては、少子高齢化の進展が原因だと私は考えております。公園そのものの利用者が子どもたちから高齢者へとシフトした地域におきましては、健康増進を図ることで医療、介護費を抑制することを目的に健康遊具が導入されております。

本村のオレンジ・パークなどのコミュニティ空間整備事業につきましては、子育て共助のまちづくりモデル事業の中で検討を進めております。また、公園のレイアウトはこれから協議を進めてまいるところであります。

子育て共助のまちづくりにはエイジレス世代の活躍も不可欠でありますので、健康遊具がその一助となるということになれば検討項目にも加えてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

議長（明和善一郎君） 4番 森 弘秋君。

4番（森 弘秋君） 私からは、通告してあります小中学校の学力向上のための理念並びにその目的達成のための施策についてであります。

子どもというものは、自分を本当にわかってくれる人のために伸びようとするものです。自分のしたことを本当に喜んでくれる人のために伸びようとするのです。そしてまた、その人の笑顔が見たくて頑張るものです。これは、ねむの木学園長の宮城まり子さんの言葉です。教師、父兄ともども、子どもの小さな変化にも配慮しなければならないとも言われております。

ところで、私は平成25年12月議会で祖父母参観を提案しました。そして、現在、数回実施されたものと思っております。

この祖父母参観から何を学ぶか、何を学ばせるかであると思います。祖父母参観から、情操教育、父母と子どものきずな、子どもたちの学力向上につなげる方法はないものか。参加された祖父母からのアンケート調査等により何か発見はできないものかと考えます。

先ほど吉田議員から質問があったことに対して教育長は、安心・安全が大事だと答えられました。これは教育の原点であり、当たり前でございます。

ところで、話は違いますが、岩手県矢巾町で中学2年生が自殺したと見られる問題で、町の教育長は、「いじめがあった可能性がかなり高い。事実上、死亡の一因と言わざる

を得ない。手を差し伸べられず、心よりおわび申し上げます」とありました。

また、スマートフォンの普及は、学業への影響だけでなく、いじめや友人関係のトラブルを見えにくくするとも言われております。当然にして、いじめの問題は学力向上にも影響することは否めないと思います。

教育長はこの事件、実態をどのように受けとめ、どのような策を考えられますか。教育長の考え、対応をまずもってお聞きしたいと思います。

さて、本年4月に改正地方教育行政法において、教育の再生を図るため、総合教育会議を設け、基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定することになりました。総合的な教育大綱は首長が策定することになりました。

また、教育委員長と教育長を一本化し新たな責任者を置くこととなり、教育長は首長が直接任命、罷免を行うことになりました。

また、いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命または身体への被害の拡大など、緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に指示できることが明確化されることとなります。当然にして、いじめの問題は学力向上にも影響します。

さらには、教育長もこの4月から通常勤務、常勤となられました。私はこのことは当然であり、むしろ遅かりしの感であると思っております。大変よかったと思っております。

したがって、いよいよ、ますます職務に精を出されることとなりました。いや、これまで以上に出してもらいたいと思っております。

今まではそうでないととやかく言っているではありません。

ご存じのように、舟橋村は1村1小学校1中学校であり、また保育所も1つであります。他の市町のように、複数校とは違い単独の村の教育に専念していただけます。

このことから、一貫教育として、きめ細かな施策が考えられます。一貫教育体制の中、小学校、中学校との接点は。懇談会等を通じ、特に重点とする目標も考えられるのではないのでしょうか。当然にして、学童保育も視野に入れてであります。

もう1つ、こんなユニークな記事が新聞に載っていました。朝日町のある小学校の4年生から6年生が2泊3日で公民館通学合宿を実施しているとのこと。朝日町の教育委員会に行って聞いてきました。この通学合宿は今回で15回の実施だそうです。協力して食事をつくり勉強したりして自立心を養うそうです。さらには、自炊や共同生活を通して家庭のかかわりを学び、交流を深め、互いのよさを知り、人間関係を深めることが

目的であると述べてあります。

3日間の合宿日程を見ますと、規則正しい生活を送る日程であります。その日の終わりに「ふりかえり」と称して一日の反省をするそうです。参加する児童は、ある地区の4年生から6年生までの51人がおり、21人が参加したそうです。これはあくまでも強制参加でなく希望者のみであります。私としては参加者が少なかったのがちょっと残念な気持ちでした。が、発想の転換ですよ。先ほど言いましたように、一貫教育というものを考えたときにも、やはり何か変わった発想の転換が必要でなからうかというふうに思います。

いずれにせよ、近年、とかく疎遠になりがちなこの社会、学年の垣根を越えて共同生活することは非常に大切なことと思われま。子どもたちにとってかけがえのない体験であったというふうに感じております。

さて、先ほども申しましたが、教育長は常勤となられ、さらなる学力向上に、一貫教育を鑑みて、理念、思想、毎年企画される教育方針等、その指針、目標の施策を練っておられることと確信しております。

村も将来的に教育ゾーンをも視野に入れた整備構想もあるやに聞いております。教師の教える力、引っ張っていく力を導き出すのが校長、その教育方針に導くのが教育長であると考えます。

ところで、文部科学省がさきの全国学力テストの結果を発表しました。富山県の小学校も中学校も上位を占めております。また、舟橋小学校、中学校も県内で優秀と聞いております。しかし、油断大敵であります。

このような環境、状況の中で教育長は、舟橋小学校、中学校を今後どのように考え、どのような理念で学力向上を目指されるのかお聞きしたいと考えます。

今、地方創生が叫ばれておりますが、究極的には人口減少をどう食い止めるかだと考えます。教育の問題は学校現場だけではないと思います。少子化や人口減少も視野に入れながら、施策をも村長と相談する時期であります。

教育長の学力向上の目標に向けた一貫教育を鑑み、理念、思想、指針について確たる方針、考えをお聞きします。

議長（明和善一郎君） 教育長 高野壽信君。

教育長（高野壽信君） 森議員さんのご質問にお答えします。

村では、村総合計画に、「基礎学力や体力の向上を目指した独自性のある教育の実施」

「学校施設の整備により学校教育の充実」「たくましく心豊かな子どもの育成」という基本方針が明記され、当教育委員会におきましても、村づくりの基盤として、教育の果たす重要な役割を見据えながら、「一人一人の子どもの学びを大切にする」という理念のもと、学校教育の充実、学校施設・設備の整備、地域教育力の強化、食育の推進などさまざまな取り組みを行っております。

具体的に申しますと、まず一人一人の子どもたちが確かな学力を身につけるための取り組みとして、個に応じた学習支援のための少人数授業、複数の教員による授業、個別指導を行い、そのための教職員を確保し、きめ細やかな授業の推進に努めています。

また、子どもたちが安心して学習に取り組めるように、子どもの状況を日々把握し的確な対応を図るとともに、子どもの朝食欠食、偏食、孤食といった問題解決のための食育などにも取り組んでいます。

さて、森議員さんのいじめの問題と学力についての質問にお答えします。

いじめ防止対策推進法が施行されて2年がたちました。これは、いじめを定義し、防止に向けた国、自治体、学校などの責務を明確化した法律です。

児童生徒が心身の苦痛を感じているものとし、体を傷つけたり暴力を振るったりすることは無論、仲間外れやインターネットの悪意ある書き込みなども含め、いじめとして明確化しています。

残念ながらいじめは誰にでも起こり得ることであり、いじめ防止のため、小中学校の教職員が自らの問題として切実に受けとめ、いじめの実態把握に徹底して取り組んでいます。

いじめと学力の関連性についての分析データはありませんが、児童生徒との信頼関係を深め、指導の充実を図り、児童生徒が楽しく学び、生き生きとした学校生活を送れるようにしていくことがいじめの芽を摘むことになると考えており、学校長のリーダーシップのもと取り組んでいます。

確かな分析データがないと申しましたが、議員さんのお考えのように、学力の向上は子どもたちの学ぶ喜び、学習意欲の高揚が重要であり、いじめはそれを阻害すると考えています。

いじめのない笑顔あふれる学校づくりは教職員の使命であり責任ではありますが、学校だけでなく保護者、教育関係者、地域の方々の協力を得、村民全体で子どもたちを守り防止策を講じる問題であると考えております。

次に、保育所から中学校までの一貫教育のもとでの教育的効果、学力向上策についてお答えします。

さきに述べました教育理念を具体化して村として教育行政に取り組んでいますが、義務教育9年間を見通した計画的、継続的な学力・学習意欲の向上や、いわゆる中1ギャップへの対応といった観点から、地域の実情に応じた小中一貫教育の取り組みが今まさに全国的に進められているところであります。

本村でも昨年度から小学校と中学校の交流に力を入れており、小中学校の教職員による全児童生徒の知・徳・体の情報交換、6年生の履修内容や生徒指導上の問題点の引き継ぎと中学校での指導方法の合同研修、小学校教員の中学校での学習指導、中学校教員の小学校での学習指導などを実施しています。

また、保育所も含めた中学校までの指導の継続を重視した活動、午後9時以降のノーメディアの実施、読み聞かせ、英会話などを実施、計画しております。1村1小学校1中学校1保育所という舟橋村独自の教育環境を生かすことによって、一貫教育以上の成果を上げることができると考えております。

また、小さな村であるがゆえに、クラス、学年を超えた学び合いの経験を幼いころから積み上げ、子どもたちがさまざまな人とかがわり合い、そして、そのかかわりの中で自分の特性を知り生かしていくことを学んでほしいと考えております。

次の世代の担い手である大切な一人一人の子どもたちを家庭で、学校で、地域で守り育てていくために、今後とも皆様のお力添えを賜りますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（明和善一郎君） 8番 前原英石君。

8番（前原英石君） 本日傍聴いただいております皆さんには、長時間本当にありがとうございます。私が最後の質問者でありますので、もうしばらく耳を傾けていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

まず、9月10日以降、栃木県、茨城県、宮城県に特別警戒が発令されました東日本豪雨によってお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました多くの皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、皆様の大変な状況をお察しするとともに、一日も早い復旧を願っております。

それでは、これより一般質問を行うわけですが、一般質問の事項につきましては、これまで何人かの議員の皆さんからの質問に言葉が出てきておりましたが、地方創生とい

うことで質問をさせていただきます。

平成26年11月21日には、人口減少の抑制と東京一極集中の是正に向け、国が今後5年間の総合戦略を策定することなどを決めたまち・ひと・しごと創生法と自治体自ら新たな支援策を首相に提案する仕組みを創設する地域再生法改正案が可決成立しました。

そのような中、舟橋村においても、来月10月には地方版総合戦略が完成すると聞いております。その完成に向け、舟橋村総合戦略策定委員会、舟橋村創生プロジェクト総合推進会議等で、さまざまな立場や専門分野の皆さんがいろんな角度から議論を重ねられておられることと思います。

先日、議会に対しましても、これまでの経過報告や、地方創生「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」の上乗せ事業の舟橋村産学官金プロジェクト子育て共助のまちづくりモデル事業に対する補正予算についての説明などもあったわけですが、地方版総合戦略が完成すると言っておられる日まであとわずかではありますが、既に最後の詰め段階に入っていることと思います。

そこで、いま一度この場で住民にわかりやすく、これまでの経過報告と今後の方向について説明願いたいと思います。

また、舟橋村として独自性のある戦略や、ほかにないような先駆的な取り組みがあるようでしたらお聞かせ願いたいと思います。

終わりになりますが、地方版総合戦略とは何かということを経験者が一日も早く肌で感じることができるよう取り組んでいただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（明和善一郎君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 8番前原議員さんの地方創生についてのご質問にお答えをいたします。

まず、地方創生とは、我が国の抱える人口減少社会と少子高齢化という大きな課題に対し、人口減少そのものに対する取り組み、そしてまた人口が減少する社会に対する取り組みを同時に進めていくことであります。

具体的に申し上げますと、子どもの出生者数を増やすこと、そして少子高齢化時代に対応できる地域力を醸成することであると思います。

国では地方創生の実現に向けて、地方自治体に対し、今年度中に地方版総合戦略の策

定を義務づけておりまして、本村では10月の完成を目指して取り組んでいるところであります。

総合戦略の策定に関しましては、民間企業、富山大学、金融機関、そして行政による舟橋村創生プロジェクト総合推進会議を去る6月23日に立ち上げまして、現在審議を進めておるところであります。

本村が目指す総合戦略の基本目標といたしましては、1つには出産・子育ての希望を実現する、2番目に子育て世代等の転入を促進する、3番目に子育て世代とエイジレス世代がつながる地域をつくる、4番目には舟橋村らしさを生かした雇用を創出するの4つを柱に構成しております。

また、本計画に係る特徴といたしましては、その会議のかなめとなります産学官金による舟橋村創生プロジェクト総合推進会議は、単なる計画を策定するための組織ではなく、実際に事業を実施する組織であり、また事業の実施主体であり、さらには検証機関としての位置づけをされているところであります。そのため、計画の策定は具現化する実施計画と並行して進めているのであります。

議員から舟橋村らしい、また先駆的な取り組みがあればとのご質疑であります。強いて言えば、産学官金一体による事業実施体制を確立していることであると思っております。

いずれにいたしましても、今後とも議員の皆さんと総合戦略案に対して議論を深めてまいりますとともに、策定後は、計画内容を広報紙、ホームページ等に掲載すると同時に、タウンミーティング等でできる限り多くの村民の方にご理解いただけるよう説明してまいります。

どうか議員各位のご理解とご協力のほどをお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（明和善一郎君） 以上をもって一般質問を終結します。

議案第22号から議案第33号まで

議長（明和善一郎君） 日程第2 議案第22号から議案第33号まで12件を一括議題とします。

ただいま議題となりました各案件につきましては、各常任委員長から委員長報告が提出されており、その審査結果はお手元に配付のとおりです。

(常任委員長報告)

議長 (明和善一郎君) 各常任委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員長 竹島貴行君。

〔 総務常任委員長 竹島貴行君 登壇 〕

総務常任委員長 (竹島貴行君) 本定例会におきまして、総務常任委員会に付託されました諸案件の審査結果をご報告いたします。

付託案件は、議案第 2 2 号 舟橋村個人情報保護条例一部改正の件から議案第 2 4 号 専決処分の承認を求める件までの 3 件、議案第 2 5 号 平成 2 7 年度舟橋村一般会計補正予算 (第 3 号) のうち当委員会所管部分及び議案第 2 6 号 平成 2 7 年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)、議案第 2 8 号 平成 2 6 年度舟橋村一般会計歳入歳出決算認定の件のうち当委員会所管部分から議案第 3 1 号 平成 2 6 年度舟橋村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 4 件並びに議案第 3 3 号 平成 2 6 年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件であります。

本委員会におきまして、これらの諸案件について慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決、認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、総務常任委員長報告といたします。

議長 (明和善一郎君) 次に、産業建設常任委員長 前原英石君。

〔 産業建設常任委員長 前原英石君 登壇 〕

産業建設常任委員長 (前原英石君) 産業建設常任委員長報告を行います。

本定例会におきまして、産業建設常任委員会に付託されました諸案件の審査結果をご報告いたします。

付託案件は、議案第 2 5 号 平成 2 7 年度舟橋村一般会計補正予算 (第 3 号) のうち当委員会所管部分、議案第 2 7 号 平成 2 7 年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) 及び議案第 2 8 号 平成 2 6 年度舟橋村一般会計歳入歳出決算認定の件のうち当委員会所管部分並びに議案第 3 2 号 平成 2 6 年度舟橋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件であります。

本委員会におきまして、これらの諸案件について慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決、認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、産業建設常任委員長報告といたします。

議長（明和善一郎君） 以上をもって、各常任委員長の審査結果の報告を終わります。

（質 疑）

議長（明和善一郎君） これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（明和善一郎君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

議長（明和善一郎君） これより、各案件に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（明和善一郎君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

議長（明和善一郎君） これより採決いたします。

まず、議案第22号及び議案第23号の2件を一括して採決します。

議案第22号 舟橋村個人情報保護条例一部改正の件

議案第23号 舟橋村手数料条例一部改正の件

以上の案件に対する総務常任委員長の報告は可決であります。

以上の案件について、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（明和善一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第22号及び議案第23号の2件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号から議案第27号までの4件を一括して採決します。

議案第24号 専決処分の承認を求める件

議案第25号 平成27年度舟橋村一般会計補正予算（第3号）

議案第26号 平成27年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第27号 平成27年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

以上の案件に対する各常任委員長の報告は可決であります。

以上の案件について、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（明和善一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第24号から議案第27号までの4件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号から議案第33号までの6件を一括して採決します。

議案第28号 平成26年度舟橋村一般会計歳入歳出決算認定の件

議案第29号 平成26年度舟橋村土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第30号 平成26年度舟橋村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第31号 平成26年度舟橋村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第32号 平成26年度舟橋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第33号 平成26年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件

以上の案件に対する各常任委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。

以上の案件について、各常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（明和善一郎君） 起立全員であります。よって、議案第28号から議案第33号までの6件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議 案 第 3 4 号

議長（明和善一郎君） 日程第3 村長より追加提案されました議案第34号 舟橋村教育委員会委員任命の件を議題といたします。

（提案理由の説明）

議長（明和善一郎君） 提案理由の説明を求めます。

村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 本日提案いたしました議案第34号 舟橋村教育委員会委員任命の件につきましては、野村巖委員が平成27年9月30日をもって任期満了となります。

後任として深川泉美氏（東芦原 1 4 0 番地 3、昭和 3 9 年 8 月 1 1 日生まれ）をお願いいたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

議長（明和善一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

（質 疑）

議長（明和善一郎君） これより本件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（明和善一郎君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

議長（明和善一郎君） お諮りいたします。本件については、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（明和善一郎君） ご異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（明和善一郎君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

議長（明和善一郎君） これより、議案第 3 4 号を採決いたします。

議案第 3 4 号 舟橋村教育委員会委員任命の件について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（明和善一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第 3 4 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長（明和善一郎君） 以上をもって、本定例会の全日程が終了いたしました。

村 長 挨 拶

議長（明和善一郎君） 本定例会を閉会するに当たり、村長から挨拶があります。

村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に提案いたしました13議案についてご同意をいただきまして、まことにありがとうございます。

今定例会から、議案審議のため、総務常任委員会には関係する10議案、産業建設常任委員会には関係する4議案が付託されまして、本日の各常任委員長報告にありますように、原案どおり可決、認定されたことにつきまして改めて深く御礼を申し上げます。

また、各議案審議に当たり、本村の議会の有史初めて議案を常任委員会に付託し議会の活性化に取り組みされたことに対しまして、敬意を表する次第であります。

一方、一般質問では、来月5日からスタートいたしますマイナンバー制度に対するセキュリティ体制の確立、テニスコートの利用拡大、舟橋駅周辺の開発構想、高齢者の外出支援、住民の健康度を高める公園内に健康器具の設置など、それぞれご指摘、ご提案をいただいた事柄につきましては今後十分検討してまいりたいと思っております。どうか議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

終わりに、議員の皆様には時節柄健康に十分ご留意されますようご祈念申し上げます。簡単でございますけれども、お礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉 会 の 宣 告

議長（明和善一郎君） これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成27年9月舟橋村議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前11時02分 閉会